

## 貸倒損失

### 貸倒損失に係る法令と通達

貸倒損失の計上は、「損失は損金に算入する」という法人税法の通則に従うこととなりますが、事実認定の困難さから法人税基本通達が判断基準を示しているという構成になっています。

#### (1) 切捨てられた債権(法人税基本通達9 - 6 - 1)

債権の消滅部分について貸倒れを認めるものであり、事実が発生した日の属する事業年度に損金に算入されます。

法律手続きに基づく債権の切捨て	会社更生法 更正計画の認可決定 民事再生法 再生計画の認可決定 会社法 特別清算に係る協定の認可
私的整理に基づく負債整理	「合理的な基準」による債権者集会の協議決定や行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる負債整理
債権放棄に基づく債権の消滅	債務者の債務超過が「相当期間」継続し、債権の弁済を受けることが困難である場合の書面による債務免除

「相当期間」についての定めはなく、債務超過となった原因・経営状態等を勘案して総合的に判断することになります。「相当期間」を3～5年だとする理解が一般的ですが、諸般の事情を考慮することになります。

#### (2) 回収不能の金銭債権の貸倒れ(法人税基本通達9 - 6 - 2)

回収できないことが明らかになった事業年度に損金経理する必要があります。

債務者の資産状況、支払能力等からみて金銭債権の全額が回収不能の場合

破産債権は、この通達により、貸倒れを認識することになります。

#### (3) 一定期間取引停止後弁済がない場合等の売掛債権の貸倒れ(法人税基本通達9 - 6 - 3)

売掛債権から備忘価額を控除した金額を損金経理します。

取引停止後1年以上経過した場合

同一地域の売掛債権の総額がその取立て費用に満たない場合

の取引の停止とは、継続的な取引を行っていた債務者につき、その資産状況、支払能力等が悪化したためその後の取引を停止するに至った場合をいうものとされています。

は、支払を督促したにもかかわらず弁済がなく、金額が僅少な場合です。